

令和4年 第8回
教育委員会定例会会議録

令和4年8月22日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2593号
令和4年第8回定例会

日 時 令和4年8月22日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	上 村 隆
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	佐々木 貴 弘
	学校施設担当課長	井 谷 啓 人
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教 育 総 務 係	榮 友 美

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 令和4年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について
- 2 港区立赤坂小学校プールの廃止及び廃止後の活用について
- 3 港区立赤坂小学校屋内プールの地域開放の終了及び港区立赤坂中学校屋内プールの地域開放について
- 4 港区立芝公園多目的運動場の設備改修工事に伴う休場について
- 5 台場区民センター図書室の図書館法に基づく図書館への移行について
- 6 特別展示室の観覧料について
- 7 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

- 8 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の制定について
- 11 令和5年度区立小学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について
- 12 令和5年度区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について

日程第2 報告事項

- 1 令和4年度採用港区奨学生の選考結果について
- 2 令和5年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について
- 3 庁有車の物損事故の概要について
- 4 令和5年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について
- 5 折り畳み式ヘルメット等の購入について
- 6 港区立赤羽小学校什器等の購入について
- 7 令和4年度第1回いじめ問題対策会議の報告について
- 8 後援名義等の6月使用承認について
- 9 後援名義等の7月使用承認について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の6月事業実績について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について
- 12 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 13 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について
- 14 図書館の6月分利用実績について
- 15 図書館の7月分利用実績について
- 16 図書館・郷土歴史館の6月行事实績について
- 17 図書館・郷土歴史館の7月行事实績について
- 18 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について
- 19 みなと科学館の6月利用状況について
- 20 みなと科学館の7月利用状況について
- 21 9月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから令和4年第8回港区教育委員会定例会を開会をいたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、リモートで参加の寺原委員にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○寺原委員 承知しました。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の日程についてお諮りをいたします。日程第1、審議事項第7、議案第78号「港区立幼稚園教育職員の人事について」。この案件を非公開での会議とし、一番初めに審議を行い、その後、日程を戻して審議事項第1から順に行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、この案件については、日程を変更して一番初めに審議を行い、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき、非公開といたします。

日程第1 審議事項

7 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

1 令和4年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について

○教育長 これより公開の審議に入ります。

それでは日程を戻して、議案第72号「令和4年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、議案第72号「令和4年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について」ご審議をお願いいたします。資料をおめくりいただきます。

「1 目的」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、執行状況の点検、評価を行い、結果を区民に公表することにより、区民に信頼される教育行政を推進することを目的として実施するものです。

2の「評価対象事業（案）の選定方法」です。教育委員会が掲げる四つの計画において、各計画

の施策の中から昨今の社会情勢等を考慮しつつ、評価委員のご意見を踏まえて選定しております。

3の「評価対象事業」は、別紙のとおりとなります。五つの事業について選定いたしました。

まず、学校教育推進計画からは、幼・小中一貫教育の推進の施策中、小学校入学前教育の充実です。減少傾向にある幼稚園入園数に対し、今後ますます幼稚園の魅力を高め、未就園児の保護者にその魅力を発信することにつなげるものです。

2点目は、学校の教育力の向上の施策中、教員の負担軽減の推進です。平成30年度策定の「港区教職員の働き方改革実施計画」について、令和3年度、当事業以降、去年度取組状況を点検し、より効果的に事業を展開するものです。

3件目は、生涯学習推進計画、学びの成果を生かす機会の提供の施策中、生涯学習講座提供事業（まなび屋）の充実です。新型コロナウイルス感染症拡大前からの利用実績の変化、ユーチューブなど、生涯学習動画による発信、受講など、今後の事業の方向性を検討するものです。

4件目は、スポーツ推進計画、地域スポーツ団体等の支援と充実の施策中、総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）の活性化です。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催により高まったスポーツに対する関心を地域に根付かせ、より一層、スポーカル活動の活性化及び地域との連携強化につなげるものです。

5件目は、図書館サービス推進計画、学校図書館の支援推進の施策中、学校図書館との情報交換の推進です。区立図書館と学校図書館との間での情報共有と連携を進めることにより、区立図書館でのサービス向上につなげていくものです。

実施方法につきまして、参考資料1を御覧ください。事業の目的、内容、実績を評価するとともに、今後の取組の方向性を示すものといたします。また、前年度の報告書でまとめた今後の取組の方向性につきまして、評価をより効果的に活用していくため、9月1日を基準日として取組状況の確認を行い、改めて教育委員会でご報告をいたします。なお、評価に当たりましては、学識経験者に意見を聞くことになっております。

項番2の評価委員に記載の4名の評価委員に、今年度の評価を依頼しております。評価対象事業について、既にご意見は頂戴しております。

裏面を御覧ください。今年度の点検及び評価のスケジュールになります。第1回評価会議を7月14日付で開催し、評価方法、スケジュールの確認、対象事業についてご意見を頂いています。本日対象事業の決定後、それぞれ所管課の自己評価を行った上で、9月中旬の第2回評価会議で評価委員の皆様からご意見を頂きます。11月中旬の第3回評価会議は教育委員の皆様と合同開催とし、各所管課の評価について、評価委員の皆さんと意見交換をしていただきます。その後、報告書にまとめまして、11月下旬の教育委員会でご審議を頂きます。了承の後、12月の区民文教常任委員会に報告を行い、区議会に報告書を提出するという段取りで行ってまいります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第72号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第72号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立赤坂小学校プールの廃止及び廃止後の活用について

○教育長 次に、議案第73号「港区立赤坂小学校プールの廃止及び廃止後の活用について」説明をお願いいたします。

○学校施設担当課長 それでは、議案第73号「港区立赤坂小学校プールの廃止及び廃止後の活用について」ご説明いたします。審議内容です。赤坂中学校等新校舎に新たに温水プールが整備されたことを踏まえ、赤坂小学校のプールを廃止し、多目的に使えるスペースに改修します。

項番1「背景」です。赤坂中学校等新校舎の整備工事が本年6月末に竣工し、既存の小学校校舎と上空通路で接続され、2学期からは小学校5・6年生が新校舎へ移動します。また、上空通路により施設の一部が一体化されることを契機として、令和5年4月には、新たに赤坂小学校と赤坂中学校が小中一貫教育校として開校します。新校舎には室内の温水プールが整備されており、小学校低学年児童及び幼稚園児の利用も想定した可動床システムが採用されています。小中一貫教育校の運営を見据え、小中学校の全学年が新校舎のプールを利用することとし、赤坂小学校のプールを廃止して、多目的に活用できるスペースとします。

項番2「新校舎プールと赤坂小学校プールの概要」です。大きな違いとして、新校舎プールは可動床により、深さを0から1.2メートルの間で調整が可能です。

次に、項番3「赤坂小学校プールの課題」です。現在の赤坂小学校のプールは、二つの課題があります。1点目は、ボイラー設備等の設備の老朽化による不具合が生じており、耐久性に課題があります。2点目は、床が固定式であるため、低学年はプールフロアを敷いた1コース分のみでプール授業を行っており、利便性に課題があります。

次に、2ページを御覧ください。項番4「小中一貫教育校開校後のプール運用」です。新校舎のプールは室内の温水プールであることから、通年での使用が可能であり、将来的に増加する見込みの小中学校の学級数を踏まえても、授業時程の調整が可能です。また、上空通路を利用することで、全ての学年が円滑に移動でき、可動床を備えているため、低学年のプール全面の使用が可能となります。

こうした状況を踏まえ、既存の小学校プールの課題を解消するとともに、省エネルギーの観点から、令和4年度末をもって既存の小学校プールを廃止し、令和5年度から、小学校も全学年を対象に、新校舎のプールで授業を行うこととします。

次に、項番5「赤坂小学校プール廃止後の活用」です。赤坂小学校はこの10年間で児童数が約1.5倍に増加しており、今後も増加が続く見込みです。また、校庭が狭く、現在も休み時間は口

ーションで学年を分けて使用するなど、運動スペースが不足しています。このような状況を踏まえ、赤坂小学校プール廃止後のスペースについては、既存の空間を生かす形で、運動や学習発表会、放課後クラブの活動等、多目的に活用できるスペースに改修します。

最後に、項番6「今後のスケジュール」です。9月上旬の区民文教常任委員会に報告を行い、第3回定例会で実施設計に係る費用、700万2,000円を補正予算として提出いたします。その後、実施設計を11月から年度末まで実施し、令和5年度の5月に工事契約。現場作業を夏休みから開始し、10月に工事完了。11月に多目的スペースとしての運用を開始する予定です。

大変雑駁ですが、説明は以上になります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○田谷委員 そうすると、赤坂中学校はもう9月からプールは使えるということで、新しいプールを使うということですね。分かりました。それから、今ご説明の中で、新校舎のプールは、通年で使用が可能になるということで、通常は体育の時間のプール教育というのは、夏の期間だけという概念があるのですけれども、その辺は年間通してやるような形になるのですか。その辺はどのようなのですか。

○学校施設担当課長 そのあたりは、授業時程の調整をしている中で、今後学校との調整になってくるかと思えます。

○田谷委員 分かりました。以上です。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第73号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第73号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区立赤坂小学校屋内プールの地域開放の終了及び港区立赤坂中学校屋内プールの地域開放について

○教育長 次に、議案第74号「港区立赤坂小学校屋内プールの地域開放の終了及び港区立赤坂中学校屋内プールの地域開放について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料ナンバー3を用いて、ご説明いたします。2ページ目をご覧ください。本件は、先程の議案73号により、赤坂小学校の屋内プールが廃止になることに伴いまして、現在、赤坂小学校の屋内プールで実施している地域開放を終了し、赤坂中学校の屋内プールにおいて地域開放を開始することについてお諮りするものでございます。

項番1「経緯」でござります。こちらにつきましては、先程の議案の背景と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

項番2「赤坂小学校屋内プールの地域開放終了日」でございます。こちらは、令和5年3月31日を予定しております。ただし、移転準備等により、上記日程前に開放を終了する場合がございます。

項番3「赤坂中学校屋内プールの地域開放開始日」でございます。こちらは、令和5年4月1日といたします。

項番4「開場日及び開場時間」でございます。港区立学校屋内プールの使用に関する規則の別表第2におきまして、定めがございます。こちらに基づきまして、開場場所を小学校から中学校に変更することに伴い、開場時間が表のとおり変更となります。まず開場日につきましては、火曜から日曜で変更はございません。次に開場時間でございます。平日は、中学校においては部活等が想定されることから、午後6時30分から午後8時30分となり、これまでの小学校における午後5時から8時という時間から変更となります。土曜、日曜、祝日の変更はございません。

続きまして、次ページになります。項番5「告示」でございます。こちらは、区民文教常任委員会への報告後となります。令和4年9月上旬を予定しております。

項番6「利用者及び利用団体への周知方法」でございます。こちらは、告示後速やかに周知してまいります。

項番7「今後のスケジュール」でございます。こちらは、記載のとおりとしております。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますか。

○中村委員 中学校の方に開放が移ることによって、平日の開場時間が3時間だったのが、2時間に減るみたいなのですけれども、利用者に対する不便等はかけないですか。大丈夫でしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 委員のおっしゃるとおり、中学校に移ることによりまして、1時間短くなることとなります。こちらにつきましては、ほかの中学校での開放と同様となりますので、今小学校で利用している皆様には、丁寧にご説明してご理解を求めたいと思っております。

○中村委員 今の平日の利用状況はどのようなのですか。満員状態なのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 平日の5時から6時半、ちょうど短くなる時間の部分の利用につきましては、平均16人程度となっております。

○中村委員 分かりました。利用者には不便ができるだけないようにお願いしたいと思っております。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 今の中村先生と近い質問なのですけれども、団体利用と書いてあるのですけれども、団体は何団体ぐらい、かつ何人ぐらい、アベレージ。

○生涯学習スポーツ振興課長 団体利用につきましては、火曜、水曜、土曜、日曜の4日間で4団体入ってございます。団体利用につきましては、各2時間の利用となっておりますので、利用の時間が30分ずれますけれども、大きな変更はなく、平日が18時から20時の2時間を使っていた

だいているのですが、30分後ろに倒れるということで、ご理解を求めていきたいと思っております。

○教育長 アベレージは。

○田谷委員 アベレージ、団体の利用人数ね。

○生涯学習スポーツ振興課長 すみません。利用団体数は4団体で、それぞれの団体の利用者数につきましては、申し訳ありません。手持ちがないものですから、後程お答えいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。議案第74号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第74号については、原案どおり可決することに決定いたしました。団体の人数については、後程ご報告させていただければと思います。

4. 港区立芝公園多目的運動場の設備改修工事に伴う休場について

○教育長 次に、議案第75号「港区立芝公園多目的運動場の設備改修工事に伴う休場について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料ナンバー4を用いましてご説明いたします。2ページ目をご覧ください。本件は、港区公共施設マネジメント計画に基づきまして、港区立芝公園多目的運動場のろ過設備及び給排水設備の更新工事並びにプール可動床の設備部品の交換を行うために、港区立芝公園多目的運動場のフットサルコートを利用することについてお諮りするものでございます。

項番1「休場期間」でございます。こちらは、令和4年12月19日から令和5年3月31日までを予定しております。

項番2「告示日」でございます。こちらは、教育委員会でご承認いただけましたら、本日すぐに告示予定としております。

項番3「利用者への周知」でございます。区立運動場は、利用月の3か月前の5日から抽選申し込みが開始となります。今回の場合、本来ですと12月の予約は9月5日から開始となります。そのため、利用者には少しでも早く周知したいと考えており、教育委員会でご承認いただけましたら、本日すぐに港区施設予約システムのお知らせ欄や区ホームページ、施設への掲示等によりまして、周知を開始する予定としております。

項番4「今後のスケジュール」でございます。この後、利用者への周知を開始いたしまして、9月上旬に区民文教常任委員会へ報告予定としております。10月1日改修工事に着工いたしまして、年明け令和5年3月下旬に改修工事が終了いたしましたら、4月1日からフットサルコートの利用再開を予定しております。

なお、10月1日から12月18日までの間はフットサルコート利用に影響がない部分での工事

を予定しておりますので、フットサルコートとしての利用は可能となっております。

項番5「その他」でございます。以前、5月23日の本委員会でもご報告しておりますが、本年度は、港区公共施設マネジメント計画に基づく管理棟の設備改修工事が、こちらの施設以外でも麻布運動場、青山運動場、埠頭少年野球場でも予定されております。

詳細につきましては、工事期間が確定し次第ご報告いたしますが、可能な限り工事場所以外の運動施設が利用できるよう調整いたします。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議のうえ決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第75号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第75号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

○生涯学習スポーツ振興課長 教育長、申し訳ございません。先程の議案第74号の審議で田谷委員からご質問いただいておりました団体利用の平均数なのですが、今、お答えしてもよろしいでしょうか。

○教育長 どうぞ。

○生涯学習スポーツ振興課長 1団体あたり概ね40人程度となっております。

○田谷委員 そんなにたくさん。ありがとうございます。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

5 台場区民センター図書室の図書館法に基づく図書館への移行について

○教育長 次に、議案第76号「台場区民センター図書室の図書館法に基づく図書館への移行について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました議案第76号「台場区民センター図書室の図書館法に基づく図書館への移行について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー5を御覧いただけますでしょうか。

まず、本案件についてですが、5月9日の教育委員会で協議事項としてご説明させていただいたものと同じ案件でございます。その後、日曜・祝日の開館時間が未定であることなどの理由で、庁内調整に時間を要しましたが、7月13日公共施設等整備検討委員会、7月20日庁議での審議了承を得まして、本日教育委員会にお諮りするものでございます。

1 ページ目、「審議内容」です。台場区民センター図書室を図書館法に基づく図書館へ移行します。

項番1「経緯・目的」です。台場区民センター図書室は、港区立区民センター条例第2条2項の規定に基づく地域活動情報の収集及び提供に資する事業の一つとして、平成8年5月の台場コミュニティぷらざ開設当初に整備しました。その後、地域の要望を受け、図書館システムに組み込み、利用者カードを共通にするなど区立図書館のない台場地域において、図書館サービスを補完する機能を担ってきました。現在は、芝浦港南地区総合支所管理課が所管し、台場区民センターの指定管理者が運営しております。

平成8年当時は、人口規模などから図書館法上の図書館を設置する程の利用状況が考えられないため、図書館として整備しませんでした。住宅や事務所、商業施設が整備され、まちが成長してくとともに、平成8年5月のときに2,300人だった人口が、平成25年5月には5,500人を超え、以降5,500人程度で安定して推移しております。また、昼間人口は、15,000人を超えています。まちの成長とともに図書室サービスを拡大してきた結果、開設当初に比べ、資料の蔵書数が1.2倍、貸出数が5倍程度となり、資料の利用に関しては図書館と同等のサービスを実施しています。

図書室では実施できないブックスタート等の図書館サービスは、区立図書館が台場地域に出張して実施しております。こうしたことを踏まえ、台場コミュニティぷらざ等の大規模改修を機に、生涯学習の拠点となる図書館として、多様な学びの機会を充実していきます。

項番2「(仮称)台場図書館のめざす方向性」です。こちらについては、別紙を御覧いただけますでしょうか。こちらの別紙を用いてご説明いたします。

まず、第1に地域への愛着を高め、台場地域の魅力を発信。台場地域の歴史等の関連資料、台場が競技会場にもなった東京2020大会の資料等を収集、活用し、台場地域の特性への興味をつなげることで、地域文化の形成に寄与します。また、観光資源が密集している特性を踏まえ、台場公園等、実際に現地に訪れる講座を開催するなど、住民以外の方が台場を訪れるきっかけとなるような取組を実施します。

2点目、多様な主体との連携による事業の展開です。お台場学園の学校図書館との連携による調べ学習に関する講座や、台場保育園、台場児童館等を訪問し、おはなし会を実施するなど、施設での読書環境づくりを支援します。

3点目、地域の特性を踏まえた資料の収集及び多様な学びの推進です。海洋関係、東京オリンピック関連資料の充実や年少人口の比率が高い人口構成を踏まえ、児童書を充実していきます。また、夏休みに読書感想文教室や工作会を実施するなど、子どもたちの年代に応じた学びを支援します。

資料に戻りまして、項番3「開設時期」です。台場区民センター図書室はこれから台場コミュニティぷらざの大規模改修工事に入ることから、令和4年11月から令和6年2月まで、仮施設で規模を縮小して運営していきます。令和6年2月中には、改修後の施設に移転しますが、整理期間を考慮し、同年4月1日から「(仮称)台場図書館」として開設をする予定です。

項番4「その他」です。区立図書館における日曜・祝日の開館時間は、午後5時までとなっておりますが、台場図書館は、日曜・祝日の午後5時以降の利用者が多いため、図書室の開館時間を引

き継ぎまして、午後8時まで開館する予定で現在検討しております。

最後に項番5「今後のスケジュール」です。本日の教育委員会で審議いただいた後、9月の区民文教常任委員会で台場区民センター図書室の図書館法に基づく図書館への移行についての報告を予定しております。その後、10月の行政経営委員会で図書館の名称、開設時間を決定し、11月に「港区立図書館条例の一部改正について」として、再度教育委員会にお諮りしまして、第4回定例会で条例改正議案を上程する予定でございます。図書館法に基づく図書館としての開設は、工事完了後の令和6年4月1日からを予定しております。

一番最後に、参考資料としまして、改修前と改修後の平面図をつけてございます。黄色く囲われた部分、左側が現在の図書室、右側が図書館となります。現在、2階にある図書室は、改修工事後3階に移転し、図書室が整備されます。現在、台場分室と共通の入口を介して図書室にアクセスしておりますが、改修後は駅と商業施設をつなぐ屋外デッキから直接図書館にアクセスできるようになり、来街者もより図書館に訪れやすくなります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第76号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第76号については原案どおり可決することに決定いたしました。

6 特別展示室の観覧料について

○教育長 次に、議案第77号「特別展示室の観覧料について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました議案第77号、港区立郷土歴史館「特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー6を御覧いただけますでしょうか。

1 ページ目、審議内容です。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する特別展の観覧料について、以下のとおり決定します。

項番1「名称」は、「鉄道開業150周年記念 人物で見る日本の鉄道開業」です。

2「開催期間」は、令和4年10月14日から12月18日までです。

3「内容」です。令和4年は、日本の鉄道開業からちょうど150年の節目に当たります。この日本初の鉄道事業には、大隈重信や伊藤博文などの政治家や、エドモンド・モレルや井上勝などの技術者、日本に鉄道がない頃に、鉄道の将来性を世に知らしめた福澤諭吉らの知識人など、多くの人々の尽力がありました。そこで、本展では、日本の鉄道開業を歴史資料や出土遺物、浮世絵など、様々な資料に加えまして、鉄道の開業に関わった人々に着目して紹介いたします。また、展示に当たっては、大隈重信の出身地である佐賀県との連携を予定しております。

項番2「観覧料」です。企画展のみ観覧する場合、大人400円、小中高生200円。常設展と同時に購入する場合、大人600円、小中高生200円としております。参考として、観覧料の一覧表をつけてございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第77号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第77号については原案どおり可決することに決定いたしました。

○山内委員 せっかくなので、特別展示について少し関連の質問です。

今回も非常に魅力的なテーマだと思うし、今実施中の猫の展示会もなかなか面白い展示だと思うのですが、せっかく面白い展示をしているのであれば、もっと来場者を増やせる仕掛けがあるのではないかといつも思っているのです。それは何かというと、企画展のときに、私たちできえ、どういふ企画展をいつ行うかという情報を得るのは、間際、あるいは始まってからということがある訳ですよね。

これは非常にもったいないので、もう少し早い段階から「次、こんなことをやるんですよ」というのを説明し、そしてまた、港区だけじゃない、興味を持ちそうなところにうまく宣伝をしていくということをやってはどうか。今もやっているとは思いますが、何かもう少しさらに一段それを上げてはどうかと思うのですが、その点の検討というのは、何かされることはありますか。

○図書文化財課長 広報には、指定管理者を含めて、色々アイデアを出し合いながら、新聞の折り込み広告ですとか、色々手を尽くしてはいるのですが、なかなか今ご指摘いただいたように、もう少し早くということに関しては、我々の思いが至っていないことがあるので、中身が決まらないと広報ができないというところはありつつも、鉄道展をやるということは半年以上前から決まっていることなので、そこに関しては、もう少し柔軟に対応できるようにしたいと思います。

今回、佐賀県との連携と申し上げたところは、佐賀県の方が、東京メトロと組んで、大隈重信ゆかりの地のスタンプラリーというのを実施するので、そこに関して、白金台の郷土歴史館を四つのスタンプポイントのうちの一つとして選んでいただいて、そこで鉄道展のPRですとか、高輪築堤についての関心をより持っていただけるようにということをご予定しております。広報の時期を早めるということに関しても、積極的に検討していきたいと思っております。

○山内委員 ぜひぜひ。郷土歴史館ができてから、企画展のテーマが非常に面白いし、せっかく学芸員の方たちがあれだけ努力されているのであれば、どうそれをもっと後押ししていくかということを考えていただけたらなというのが一つと、あと、小学校中学校、あるいはこの近辺の高校とか

もそうですが、教育の中でも、もっと企画展を活用してもらえたらいいですね。

例えば、猫にしたって、「猫」というキーワードだけで、実は色々な切り口のものをつないでいますよね。やはりそういう風な見せ方、面白がり方って非常に教育的にも重要なので、もっと学校教育の中であの展示を、企画展を活用してもらえればと思うのですけれども、そのためにはやはりある程度早く用意して、それを各学校先生たちにも、「あ、こういう使い方ができる」「見せ方が生徒たちにできる」というのを温めてもらう時間って必要だと思うのですけれども、ということも含めて、ぜひお願いします。

○図書文化財課長 その点に関しては、学校教育部ともしっかり連携をして、教員の皆さんにも、なるべく早くこういった企画展を企画しているというのをお伝えできるようにしていきたいと思えます。ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○田谷委員 関連して。今の説明の項番1の(3)のところ佐賀県が出てきて、今、課長からその詳細な話を付け加えていただいたのですけれども、その点もここにはうたっていてほしかったよね。

僕たち教育委員は、前回佐賀へ研修に行っていましたので、ある程度関連性が分かるので、そういうことだということは分かるのだけれども、庁内でもそのことを知らない方たちもいらっしゃるし、区長もその前の週だか、前の前の週にいらして、区長にしても非常にご興味を示されていることだと思うし、佐賀県も非常に協力的だと思うのです。だから、そのことをもっと全面的に出すのと、それから築堤の件は、ここでは散々話題になっていますけれども、やはり一般的に区民にはあまり浸透していない。

特に、該当駅のそばの方の区民は、学校に声かけて、視察、見学会を開いたりなんかしているようなのですけれども、反対側の地区はほとんど、僕がその話をぶつくと「築堤って何？」という話が出てくることが多いので、少しその辺をどういうふうに普及したらいいのかなと思って、せっかくこの鉄道150年ということで、発祥の地が新橋から横浜、これは特にほとんど港区を通っている訳で、非常に関連深いことで、その中に築堤の保存の件が発生する訳なので、やはりその辺のところをもう少し、少なくとも我々ができることとしては、学校教育で盛り込んでいくことができると思うので、その辺をもう少し。今日、明日ではないのだけれども、ある程度のスタンスで、特に150年というレガシーがあるうちに、できればやればいいなというのが一つ。これはどなたに質問していいか分からないのですけれども、ちいばすの画面では宣伝できないのですか。どなたに質問すべきか分からないけれども。ちいばすで、出ているじゃないですか、区のね。

あれに織り込んだら面白いかなと思うのだけれども、両方とも。歴史郷土館もそうだし、みなと科学館の件なんかでも、非常に興味深いことをやっているの、あれでやると結構子どもやお年寄りの利用頻度は非常に高いと思う。私も使っていますし、結構あれを皆さん見ていらっしゃるの。

○教育長 その件について、ちいばすの広告枠はもう決まっていますので、逆に区の中で調整をすればいくらかでも載せられるようになっていますので、少しそこは区長室の方とも調整して十分活用

はできると思います。

○図書文化財課長 佐賀県との連携で、先程私から報告させていただいた件に関しましては、佐賀県の方が主体となってスタンプラリーを企画しているところなので、参考情報として少しご説明させていただきました。ここで表現している佐賀県との連携を予定していますというところに関しては、実際に視察のときに見ていただいた大隈重信の映像が県立博物館であったと思いますが、あちらの映像を借用して、歴史館でも放映できるようにということで、今交渉しているところです。前向きに向こうも捉えていただいているので、そういった部分で資料の借り受けをしたりですか、そういった連携が可能かなというふうに思っています。

ぜひご期待いただければと思います。よろしくをお願いします。

○田谷委員 分かりました。

○教育長 ほかは。

○中村委員 関連ですけどね。企画展って、大体開催する日を基準にするとどれくらい前から準備というか、始まるのですか。

○図書文化財課長 開催の準備、例えばネコ展もそうですけれども、資料の借り受けを全国からしているもので、それこそ1年以上前から下準備はしています。ほかで開催をしていると資料の借り受けができないので、2年ぐらい前から調整に動いているというような現状です。

○中村委員 そうすると、令和4年度の郷土歴史館における企画展というのは、こういうものを予定していますというぐらいの情報を年度当初とかには流せるのではないですか。青写真的なものでもいいと思うのですけれども。

○図書文化財課長 おっしゃるとおり、そこに関しては、もう年度当初には確定しているので。

○中村委員 ですよ。そうすると、先程の山内委員の言われた発想からすると、もう年度当初に今年の企画展予定一覧みたいなもので、大体、もう題名だけでもいいですから、「こういうものを予定しています、大体この時期です」みたいなものは情報として流せると思うので、そうであれば大分早く区民に情報を、区民だけではなくて、と思うので、その辺を少し工夫してみてください。

○図書文化財課長 かしこまりました。今ご指摘いただいた点は、ごもっともですので、名称について、例えば、今、「人物で見る日本の鉄道開業」という名称をつけておりますけれども、その部分を確定させるのが結構最近だったりするので、そこで躊躇していた部分もあると思いますが、おっしゃっていただいたように、テーマとしてはもう確定しておりますので、そういったところを柔軟に対応していきたいと思っております。

○中村委員 仮称でいいのですよ、仮称で。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山内委員 まず、今のお話についてはまさにそのとおりで、せっかく早くから用意している。そうすると、実は用意をしてテーマを決めた段階、それからまた、その後の具体的な準備の中で、実はこの面白い資料が見つかったとか、この資料が今度見つかるというような学芸員の方々はきっとわくわくしながら、なさっているはずなんですよ。だから、そのわくわくしている感じを途中で

どう周りに広げていくかということがあると、やはり周りも、「ああ、なんか行きたい」ということになってくる。

だから、その感覚をどう広げられるかというのが、とても大切だと思うのです。そういう意味では、名称は仮称でも構わないので、ぜひそのプロセスをうまく見せていくということもできると、なお面白くなるのではないかというふうに思いました。

それから二つ目は、やはり築堤の問題というのは、保存と開発のはざまの非常に悩ましい問題だった訳ですよ。社会的な問題でもあるし、ある意味でこれは結論の出ない問題であると。

今回の港区史でも色々な保存の問題というのは、実は書かれていますよね。そういう意味では、こういうときに合わせて、文化財の保存と開発のはざまの問題というのは、問題提起としてシンポジウムをするぐらいのことをやっていってもいいのではないかと。結局、文化財保存の立場で、教育委員会、あるいは文化財保護審議会と連携しながら、そういう企画もあっていいのではないかと。逆に、それはもしかしたら郷土歴史館というより、ここで考えることかもしれないですけども、そういう問題提起もしていけないと、今すごくバランスがどこも悪くなってきていると思うのですが、いかがなものでしょう。

○図書文化財課長 今、ご指摘いただいた点に関しましては、今回の資料には入っていませんが、特別展の開催期間中の11月6日に札の辻スクエア11階のホールを使いまして、シンポジウムを予定しております。

現在、保存活用検討委員会というJRが立ち上げている委員会に、委員として参加していただいている方にもお越しいただいて、築堤の発掘の状況ですとか、調査保存の進捗状況ですとか、報告を踏まえた後で、シンポジウムで色々ご議論いただく予定になっておりますので、そちらについても後程ご案内させていただきたいと思います。ご指摘いただいた保存と開発のはざまの難しい問題というところに関しては、まさにそういったところで取り扱うことになろうかと思えます。

○山内委員 ぜひ人選も、無難にならないような、逆に闊達な議論ができるような形を考えていただくといいと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、今皆さんからお話がありましたように、なかなか行政側の色々な情報を伝えた、ではなくて、相手に伝わるような形で、また興味を持ってもらえるような形で、また色々工夫をしていきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思えます。

8 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、議案第79号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第79号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。資料は、教育委員会議案資料ナンバー8でございます。それでは、資料ナンバー8-3を用いて、内容を説明させていただきます。

きますので、御覧ください。

今回の一部改正は、令和5年度から実施される地方公務員の定年引上げなどにより、関係の条例改正が必要なため、審議をお願いするものでございます。

項番1です。改正の「背景・目的」についてです。まずはじめに、(1)の「定年引上げ」についてです。地方公務員の定年引上げに関する措置を定めた地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行されます。これにより、令和5年度から地方公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることとなります。この定年の引上げとそれに伴う条例改正について、概要をまとめましたので、1枚おめくりいただきまして、A4横版の添付資料を御覧ください。

資料の左側、項番2「改正地方公務員法の要旨」について説明をさせていただきます。1段目の趣旨は、先程も触れましたとおり、令和5年度以降定年が2年ごとに段階的に65歳まで引き上げられます。2番目は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入についてです。これは組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために、特定の年齢に達した管理職は、その役職から降任するというものでございます。ただし、特別の事情がある場合については、役職定年制に例外措置を講ずることができるとされております。例外措置につきましては後程申し上げます。

3番目です。定年前再任用短時間勤務制の導入についてです。こちらは、定年の引上げ後に60歳以後の定年前に退職した職員を短時間勤務の職に採用できるという制度でございます。例で言いますと、65歳が定年という中で、定年前の62歳で退職した場合、63歳から65歳までの間は、定年前再任用短時間勤務職員として、採用ができるといったものになります。4番目、暫定再任用制度の措置についてでございます。65歳まで定年が引き上げられことにより、現行の再任用制度は廃止となりますが、段階的な引上げ期間である令和5年度から令和12年度までの間においては、65歳の年金受給開始まで、継続的な勤務を可能とするための経過措置として、暫定再任用職員制度を置くものでございます。

それでは次に、実際に幼稚園教育職員に関する条例の改正内容について、説明をさせていただきます。項番3の「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」についてです。勤務時間条例中に「再任用短時間勤務職員」という文言を使用しているため、これを今回、「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

続きまして、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」です。給与条例では、60歳以後の給与月額をそれまでの70%、7割とすること。役職定年制により、園長、副園長といった管理職から降任等した職員について、給料の差額措置の実施などについて定めます。給与条例につきましては、この後の審議事項において、詳細を説明させていただきます。

それでは、資料右側に参りまして、区長部局において実施する条例改正について。幼稚園教育職員も対象に含まれるものを中心に説明をさせていただきます。

まず、一つ目です。港区職員の定年等に関する条例です。この条例では、定年を65歳とし、管理職の役職定年の年齢を60歳とすることを定めます。なお、役職定年制には、例外措置が設けら

れます。一つ目は、役職定年による担当者の交代により、業務の継続に重大な支障が生じるなど、職務遂行上の特別な事情等による場合でございます。二つ目が、職務が高度な専門的な知識、もしくは豊富な経験が必要なため、役職定年により生ずる欠員を容易には補充できない場合、その職を特定管理監督職群とし、例外的に管理職に留任させることができます。幼稚園教育職員につきましては、この②の特定管理監督職群に該当する職群とし、60歳を超えても管理職として勤務していただく予定でございます。

二つ目は、港区職員の退職手当に関する条例でございます。こちらでは、退職手当を計算する際に、60歳以降の7割となった給料月額で金額を算出すると、退職手当額が従前より低くなってしまいうため、計算時の特例措置などについて、定めます。

三つ目は、港区職員の高齢者部分休業に関する条例でございます。こちらは、新たに制定する条例となります。職員の加齢による諸事情への対応や地域ボランティアへの従事など、仕事との両立を支援することを目的として、高齢者部分休業を導入いたします。

以上が、定年引上げの概要となります。それでは、先程の資料8-3にお戻りください。

次に、項番1の(2)「障害特性への配慮としての休憩時間の弾力化」について説明をさせていただきます。今回の改正に合わせ、区長部局、区事務職員等では、障害がある職員が柔軟な働き方ができる職場づくりを推進するための整備を行います。幼稚園教育職員につきましても、同様の職場環境を整えるため、条例を一部改正したいと考えております。

それでは、続いて項番2「改正内容」について御覧ください。まず、(1)は長く説明させていただきましたが、定年引上げに関するものでございます。先程申し上げたとおり、制度改正により、勤務時間条例中の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」と改めます。次に(2)は、休憩時間の弾力化に関するものでございます。障害がある職員に対して、一日の勤務時間である7時間45分を変更することなく、通常の休憩時間に加えて必要な休憩時間を付与することができることとします。

最後の項番3「施行期日」です。施行日は、令和5年4月1日といたします。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第79号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第79号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

9 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、議案第80号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第80号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。資料は、教育委員会議案資料ナンバー9でございます。資料の構成は、条例の案文、条例の新旧対照表、最後に今回の改正内容の説明資料となっております。それでは、一番最後の資料ナンバー9-3を御覧ください。先程の議案第79号と同様に、地方公務員の定年引上げなどにより、関係の条例改正が必要なため、審議をお願いするものでございます。

はじめに項番1、改正の「目的」についてです。定年引上げ措置を定めた地方公務員法の一部改正に伴い、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正するものでございます。定年引上げの概要につきましては、先程説明させていただいたとおりでございます。

次に、項番2「改正内容」についてです。まず、(1)60歳到達日後の給料月額の取扱いについてでございます。まず、アの「原則」を御覧ください。原則、60歳到達日後における最初の4月1日以後の給料月額は、その前に適用されていた級号給に応じた額に100分の70を乗じた額といたします。続いて、イ「適用除外」を御覧ください。定年の定めがない臨時的任用職員等、①から③の職員につきましては、例外的に給料月額7割措置の適用除外といたします。ウの「給料月額の差額加算」を御覧ください。役職定年制により降任等をした職員につきましては、給料月額7割措置の水準を担保するために、降任等「前」の給料月額の7割の額と、降任等「後」の給料月額の7割の額に差があるときには、その差額相当額を給料月額に加算することを定めます。このほか、役職定年の年齢を経過後も特例により管理職に留任した後、降任等をする管理職など、給料月額7割措置を受ける職員との均衡を図るための差額加算の取扱いについて定めます。

次に(2)定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の取扱いについてでございます。まず、アの「定年前再任用短時間勤務職員」を御覧ください。給料月額につきましては、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる「基準給料月額」に1週間当たりの勤務時間数を38時間45分、5日間勤務した場合の38時間45分で除して得た割合を乗じて得た額といたします。これは、現行の再任用短時間勤務職員の場合と基本的な考え方は変わりません。続いて、イの「諸手当等の取扱い」を御覧ください。現行の再任用職員制度の廃止により、「再任用職員」に関する規定を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。なお、給料月額7割措置が適用される職員につきましては、一部の手当についても、同じように7割水準となります。

次に(3)他の条例の読替規定でございます。給料月額7割措置による降給や管理監督職上限年齢による降任につきましては、「港区職員の分限に関する条例」に定める降任及び降給に関する書面の交付等の規定は適用しない趣旨の読替規定を定めます。

最後に、項番3「施行期日等」についてでございます。令和5年4月1日から施行いたします。その他、給料表欄の文言整理や必要な経過措置を定めてまいります。

説明は以上となります。よろしくご審議、ご決定の程お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○山内委員 まず、7割措置についての確認です。おそらくこの7割措置は、60歳を過ぎると管理監督職でなくなることによって、役職相当の責務がなくなるということで7割ということが前提としてあるのではないかと想像するのですが、例えば幼稚園の教員職員で、いわゆる役職がついていない方が仮にいたとしたときに、その方も7割になるのでしょうか。

○教育人事企画課長 現在も1名だけ主任教諭が再任用でおりますが、同じく7割ということでご勤務いただいております。

○山内委員 それは、例えば区の一般の職員でも管理監督職になっていない方が60歳を過ぎるとやはり給与が7割になるということですか。

○教育人事企画課長 同じく、同様でございます。

○山内委員 分かりました。ということは、7割というのは、役職定年だから7割という意味ではなく、役職を問わず60を過ぎると7割となる、3割給与が下がりますということな訳ですね。

○教育人事企画課長 本来は同じ仕事をしていただいているので、100%出ればよいとはもちろん個人的には思いますが、現行の制度で再任用70%ということでやっていただいているということです。

○山内委員 今、再任用と言われたけれども、定年が65まで延びて行くときには再任用ではない形になりますよね。それでも、例えばその役職が外れるだけではなくて、そうすると、それ以外の部分も3割減というような形になりますよね。

○教育人事企画課長 今のご質問だと手当。

○山内委員 役職がない、管理監督職ではない職務についても3割給与が減ることになるのだと思うのですけれども。つまり同じ業務を続けていても、つまり管理監督職の方が管理監督の役割がなくなることで、その分責務がなくなるから3割減というのは分かるのですけれども、管理監督職ではなくて、59歳までと60歳以降とでそのまま職責が変わらない人たちでも、3割減る訳ですよ。それって合理性があるのですか。

○教育人事企画課長 同じ職務を60歳以降も現在もしていただいておりますが、お給料としては7割ということで、引き続き同じ対応となります。

○山内委員 それはもう令和13年度以降もということですね。今の改正、地方公務員法にのっとっていけば、ということですよ。

○教育人事企画課長 現時点では、そのようになっております。また、何か制度等が変わっていく可能性はあるのかなとは思いますが、現状としましては、そのようなこととなっております。

○山内委員 分かりました。これはもう、法令に基づくものなので、分かりましたとしか言いようがないのですが、ただ、非常に合理性のない考え方ですよ。これって、今後どうしていったらいいのでしょうか。

○中村委員 問題があるところで、私は公務員の方は分かりませんが、通常は民間の場合は基本的に業務を変えなさいと。同じようなものではなくて、もっと下げるのだから下げるなりの

業務に、全部変えろとは言わないですけれども、そういうふうにしなさいという指導は、厚労省から出ています。

○山内委員 ですよ。同じ業務をしていたら、同じ給与を払うのは当然だから。

○中村委員 そうです。同一労働同一賃金義務に反しますので、それは極力、やはり行政も、民間に関しては言っている。公務員もそうなのだと思うのですけれども、私はそこを確認していないから分からないですけれども、民間はそれを徹底するように言われています。

○教育人事企画課長 本来は、教員も同じような形を取るはずでございまして、やはり足りない。例えば、校長職等をやはりやっていただく方を確保すること、あと、実際に役職定年制で降任をしていただく訳なのですが、なかなかやはり校長をした教員が、では簡単に担任に戻れるかという、その難しさもあるかなというふうには、現状見ております。

○山内委員 そういう意味で、例外的に役職を続けていただけるようにする、その柔軟な対応は当然大事なことです。一方で同一職務なのに、給与が下がるということが起こることについては、これはやはり問題意識としては持っておかないといけないことですよ、と思って、実は質問したのですけれども。

○中村委員 例えば、民間だったらラインから外れてスタッフ職になるみたいな、そういう部長待遇だけどラインから外れるみたいなことはよくやります。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。議案第80号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第80号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

10 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の制定について

○教育長 次に、議案第81号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の制定について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の制定について」説明させていただきます。資料は、教育委員会議案資料ナンバー10でございまして、説明につきましては、一番後ろにつけさせていただきました資料ナンバー10-2を用いて説明をさせていただきますので、御覧ください。

はじめに、項番1「趣旨」でございまして、新型コロナウイルス感染症を契機とした「新しい働き方」の時差勤務制度において、幼稚園教育職員についても制度の対象とされております。幼稚園教育職員を除く港区職員につきましては、「港区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程」により時差勤務が規定されておりますが、幼稚園教育職員につきましては、現在、明文規定がございませんでした。

このことを踏まえて、幼稚園教育職員につきましても、同様に規定を整備するため、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程」を制定したいと考えております。

次に、項番2を御覧ください。「主な制定内容」について説明をさせていただきます。まず、規定の構成につきましては、「港区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程」と同様にしております。第1条、本規程を制定する趣旨について定めます。第2条、正規の勤務時間について定めます。時刻につきましては、午前8時15分から午後5時までといたします。第3条、休憩時間について定めます。休憩時間の時刻は、午後2時15分から午後3時15分まで1時間、60分といたします。ただし、長期休業期間中は、正午12時から午後1時までの1時間、60分間といたします。第5条、時差出勤を定義し、別表により、時差出勤の勤務時間及び休憩時間について定めます。別表にて正規の勤務時間、午前8時15分からを除き、午前7時から午後8時までの間で、17区分を定めます。長期休業期間中は休憩時間が異なるため、別表が第1と第2と二つ、分かれてございます。

最後に、項番3「施行期日」でございます。施行日は、令和4年10月1日といたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第81号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第81号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

11 令和5年度区立小学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について

○教育長 次に、議案第82号「令和5年度区立小学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、議案第82号、資料ナンバー11を御覧ください。特別支援学級では、小学校、中学校共に区で採択されました教科書、並びに文部科学省が著作しております、先生方のところに置かせていただいております星本と呼ばれる、星がついたもの。そちらと、それからさらに市場で一般的に市販されている図書の中から、子どもたちの実態に応じて、教科書を毎年選ぶという形を取ってございます。

その中の一般図書と言っている市場で販売されている図書について、今回採択をお願いするものでございます。法律といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定によりまして、教育委員会が毎年採択します。令和5年度使用一般図書につきましては、資料につけさせていただきましたが、特別支援学級設置校長会より、34冊についてご審議いただきたいということで上がってございます。それがこちらの資料に上がっているものでございます。

やはりこれらを使わせたい、これを使ってほしいという子どもがいるということの調査結果が上

がりましたので、これらについての採択をご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 昨年との違いは何か、リストの中の違いはあるのですか。

○教育指導担当課長 全く毎年違うものが上がってきています。同じものが上がってくる場合もございますが、半分以上は違うものが上がってきています。

○中村委員 そんなに。

○教育指導担当課長 子どもたちの実態で、成長過程によって、この内容について教えたいと教員は考えますので、毎年違うものという形になってございます。

○中村委員 それは、新しいものが多いということですか。

○教育指導担当課長 そうです。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 今、課長からもご説明をいただきましたけれども、特別学級のそれぞれの生徒の現状は、なかなか現場の先生方ではないと分からないところがあると思います。その現場の先生方と校長先生のご推薦した図書ですので、これを承認してよろしいのではないかと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第82号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第82号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

12 令和5年度区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について

○教育長 次に、議案第83号「令和5年度区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 次は、議案番号83番、資料ナンバー12を御覧ください。今度は、令和5年度の区立中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択になります。

こちらにつきましては、小学校のときと同じなのですが、中学校の特別支援学級の設置校からご提案されてきている一般図書につきまして、こちらの資料にさせていただきます。中学校の方は35冊使用したいということで、意見が上がっております。これらにつきまして、採択をご審議いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 これは、意見というかお願いなのですが、次回から、もしよかったら1年前のやつとかも参考でつけてもらえると助かります。どのように内容が変わったのかぐらいは確認をし

たいので、すみません。お願いします。

○教育指導担当課長 承知いたしました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 やはり中学校の選定の件に関しても、小学校の場合と同様に、現場の事情をよく御存じの、生徒の事情をよく御存じの先生方並びに校長先生のご推薦であれば、これをそのまま承認するのがいいのではないかと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第83号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第83号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 報告事項

1 令和4年度採用港区奨学生の選考結果について

○教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。「令和4年度採用港区奨学生の選考結果について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、報告資料1を用いまして、「令和4年度採用港区奨学生の選考結果について」ご報告いたします。5月23日から6月23日まで募集いたしました港区給付奨学生及び貸付型奨学生の選考結果を報告いたします。

2番の周知方法としまして、広報みなと5月21日号、港区ホームページ掲載のほか、区の施設や掲示板へのポスター掲示、教育委員会事務局、各地区総合支所及び区立図書館窓口などでの募集案内の配布、ツイッター投稿のほか、各報道機関へのプレスリリースを行いました。

応募状況は、給付型の奨学生が13名、貸付型の奨学生が3名です。

4番にありますとおり、港区奨学資金選考等委員会におきまして審議の結果、給付型奨学生は9名、貸付型奨学生は3名の採用を決定いたしました。

なお、給付型の奨学生、採用とならなかった4名につきましては、収入要件が港区の対象外であったため、国の給付対象であって、そのご案内をし、そちらにつなげております。

今年度の募集は5番のとおりです。予約募集のほか、今回報告の一次募集、また現在募集期間としております二次募集の3回となります。

給付及び貸付金額等につきましては、次ページ6番のとおり、世帯の所得、国公立や私立などの学校の設置者、通学形態などにより、AからDの4区分で給付額を決定しております。貸付額は(2)のとおりとなります。

3ページの項番7には、今年度の実績人数を一覧にしております。現時点で給付奨学生が23名、

貸付奨学生が9名となっております。

今後も募集の工夫など、経済的に困難な学生に寄り添うものであるよう、取り組んでまいります。報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

2 令和5年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について

○教育長 それでは、次に、「令和5年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、報告資料2を御覧ください。「令和5年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について」ご報告いたします。

令和5年度予算編成につきましては、7月20日付で予算編成方針が区長決定され、これを受けまして、副区長から予算の見積りについて、依命通達がありました。教育関係予算につきましても、「区民の暮らしと区内産業を守り、まちに笑顔と元気があふれる港区」の実現並びに「港区教育ビジョン」に掲げます「すべての人の学びを 支え つなぎ 生かす」教育の実現に向け、各計画の計上する事業を確実に実施できるよう、予算編成を行います。

資料といたしまして、予算編成方針、依命通達をご用意いたしましたので、御覧いただきたいと思っております。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 僕はこの資料を拝見して、大切なことが記述されているなと思いました。例えば、副区長からの予算の見積りについて通達等を見ると第2項、「あらゆる分野で部門を越えた事業の連携やデータの活用に積極的に取り組むこと」というのがあります。教育委員会が関連するところ、あるいは、その年代の人たちに対しての色々なアンケートや統計資料というのは、区としても、この部局以外のところでも持っているのですよね。今までは、やはりその活用というのは、ある意味限定的であって、それ程活用し切れていないと。

ただ、一方で、教育関係も今、自治体によっては、かなりデータを活用した実証的な検証というのをしている。そういう意味では、やはりここに書かれていることって、非常に重要なことなので、そこを再認識しながら、積極的にその事例を教育委員会からつくっていったらいいのではないかなというふうにも思いました。いかがでしょうか。

○教育長室長 ありがとうございます。令和4年度予算におきましても教育費というものは、港区全体の約18.5%ということで、民生費、福祉費に次いで、非常に大きな財源となっております。

今、ありましたとおり、縦割りとよく言われますけれども、そうではなくて部門を超えた形、また、様々な部門を越えて、子ども家庭支援部と一緒にアンケート調査を行う。全世帯のアンケートを行うなど、そうしたデータも貴重なものとして捉えておりますので、ご指摘のとおりデータを活

用して、部門を越えて生きる予算ということで、令和5年度に向けて予算要求していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

3 庁有車の物損事故の概要について

○教育長 それでは、次に移りたいと思います。次に、「庁有車の物損事故の概要について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 それでは、報告事項3「庁有車の物損事故の概要について」ご報告いたします。本日付資料ナンバー3を御覧いただけますでしょうか。

項番1「発生日時」です。令和4年6月29日水曜日、午後4時20分頃でございます。

項番2「発生場所」です。福島県いわき市小名浜字辰巳町79番地イオンモールいわき小名浜駐車場でございます。

項番3「区の車両」です。港区立郷土歴史館の庁有車でございます。

項番4「事故の状況」です。文化財系の学芸員が、埋蔵文化財搬入作業の立ち会い終了後、作業場所の旧いわき市立差塩小中学校から宿泊先のホテルに帰る途中、熱中症対策用品を購入するため、イオンモールいわき小名浜に立ち寄りしました。駐車場で、車路左折時に、中央部に立っていたポールを避けようとしてハンドルを切り過ぎ、イオンモールいわき小名浜駐車場の柱に車体左側を擦り、傷をつけてしまいました。2ページに位置図と駐車場の拡大図、3ページにイオンモールいわき小名浜駐車場の柱と車体左側面の写真を載せております。

5「損害の状況」です。運転していた職員にけがはありませんでしたが、車両の左側面を損傷しました。また、イオンモールいわき小名浜駐車場柱の塗装の一部が剥がれました。

6「損害賠償額等」については、現在示談交渉中となっております。

7「事故再発防止等の対応」についてです。運転者本人には、自動車運転時の安全管理を強く指導するとともに、文化財系の職員全員に本事故の概要を伝え、安全運転の徹底と再発防止を指示しております。

報告は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますか。

○寺原委員 今、イオンモールとは示談交渉中ということで、金額が決まったらおそらく区の方から支出をするのだらうと思っておりますけれども、以前もお伺いしたかもしれないのですが、改めてこういう場合、職員が何か故意過失で第三者に損害を与えた場合の基準ですね。区が支払う場合と支払わない場合、あるいは区が支払った場合に、その職員本人に対して、求償という形で負担をさせるかどうかという基準について、改めて教えていただければと思います。

○図書文化財課長 基準というものは、申し訳ございません、今はっきり申し上げられないのですが、今回の事故に関しましては、保険の適用がされます。相手方に対する損害に関しては、

100%保険で賄うことができるということになっております。

また、職員への求償ということに関しましては、今回勤務中の事故、サービス中の事故ということで、職員本人への過失責任はないということで、区の方で相手方にお支払いをする。それに関しては、保険の適用がされるということになっております。

○寺原委員 今回は、保険が適用されるということで、具体的な支出はないということなのですが、実際に支出が生じる場合というのを、その基準とか、求償の場合のルールというようなものがあるのではないかと想像していたのですが、民法上の使用者責任という一般的な原則はあるので、それに従った処理になるのかなと想像はしているのですが、今日でなくてもいいのですが、もしルールがあるようであれば教えていただきたく、もしなければ一般原則に従うということかなと理解をしますので、後程ご確認いただけたら助かります。

○図書文化財課長 今、ご指摘いただきました点を改めまして、人事課と協議をして、確認をしてご報告させていただきたいと思っております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○寺原委員 ありがとうございます。

○中村委員 ちなみにですけれども、この事故現場から宿泊先のホテルというのは、どれぐらい離れていたのですか。

○図書文化財課長 車で20分から30分ぐらいと聞いています。

○中村委員 少し距離はありますね。

○図書文化財課長 私も事故が発生する2日前の月曜日、6月27日に同行して、現地を確認しているのですが、周りに見渡す限り、何も買い物できるような場所がなくて、また廃校を活用させていただいているので、当然冷房も利かず、作業中にやはりすごく暑くなって、危険を感じたということで、帰りに熱中症対策用品を購入できる場所を探して、立ち寄ったということでございます。

○中村委員 宿泊先のホテルというのは、その差塩小中学校のそばだったのですか。それとも、いわき市内なのですか。いわき市内のイオンモールのそばなのですか。

○図書文化財課長 宿泊先のホテルが旧差塩小中学校から車で1時間ぐらい離れた場所になります。宿泊施設も周りになかったものですので、いわき市の方にいくつかホテルの候補を挙げていただいて、おすすめされたところを借りて、宿泊していたということでございます。ルート上にイオンモールがあった訳ではなくて、少し離れた場所なのですが、物品を購入できる場所がそこだったために、そこに立ち寄ったということでございます。

○中村委員 ここじゃなきゃ駄目だったのかなというのが、管理者としては少し気になるところで、別にコンビニでもよかったんじゃないの、コンビニだって買えるんじゃないのと、わざわざイオンモールまで行かなくてもよかったんじゃないのかな、そこはどうなのでしょう。その辺は指導徹底をする必要が、どうしてもそこに行かなければ買えない物であれば分かるのですが、一般的な熱中症対策用品であれば、コンビニぐらいでもあるのではないかなという気はするのですが、そ

こら辺のところはいかがなのでしょう。

○図書文化財課長 具体的に購入したものが、首を冷やすネッククールというような、ここに掛けて首を冷やしておくものと、あとハンディ扇風機みたいな物を探していたということで、やはりコンビニでの購入は少し難しいかなと思います。

○中村委員 それは作業が終わった後。

○図書文化財課長 その日の作業が終わった後です。

○中村委員 それで少しつらいなと思ったということですか。

○図書文化財課長 5日間連続で現場での勤務を予定していたので、今後の作業に支障が出るだろうということで、職員は月曜日からずっと泊まり込みで、火曜日、水曜日と作業をしている中で、水曜日の作業が終わった後、このままではまずいということで、購入に立ち寄ったという経緯でございます。

○中村委員 ある程度大きな店舗でないと購入できないものだったので、寄ったということですか。

○図書文化財課長 はい。

○中村委員 分かりました。そこら辺のチェックは大事だと思いますよ。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 令和5年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について

○教育長 次に、「令和5年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」説明をお願いいたします。

○学務課長 本日付報告資料ナンバー4を御覧いただければと思います。「令和5年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」報告をさせていただきます。生徒の今年度の概要について報告をさせていただきます。

対象者につきましては、来年5年の4月に小・中学校に入学する新1年生。

希望できる学校の範囲につきましては、小学校については、小学校の通学区域、または通学区域に隣接する学校。中学校については、通学区域の中学校、または港区内の中学校全域から選べるという状況で変更はございません。

受入れ可能数につきましては、各学校の施設の状況により、受入れ可能数を決定させていただいておりますけれども、状況によりましては、受入れ可能数を増やすこともございます。

小学校につきましては、各小学校の学級数と人数を書いておりますが、米印がついている赤羽小学校と赤坂小学校につきましては、1学級ずつ増加をしておりますので、63学級から65学級の募集になってございます。

中学校につきましては、三田中学校、高松中学校、六本木中学校、赤坂中学校ということで、赤坂中学校については、1クラスから校舎整備ができたことに伴いまして、3学級編成にしますので、

合計で5学級増えるということで、27学級から32学級に増加をさせていただく予定になってございます。

裏面に行きまして、抽選の実施につきましても、通学区域の方々につきましても、必ず入れますけれども、隣接区から選ばれているの方々につきましても、抽選になる場合がございます。

抽選の優先順位については、1番・2番については、例年のとおりでございますが、昨年度から(3)につきましても、三田小学校の改築に伴う優先順位のものにつきましても、今年度は引き続き実施をしたいと考えてございます。

補欠登録及び再選択につきましても、記載のとおりでございます。

今後のスケジュールについては、10月7日に希望表の発送、その上抽選になった場合は、12月5日に抽選の実施を行う。就学通知の発送については、来年の1月6日を予定しております。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 折り畳み式ヘルメット等の購入について

○教育長 次に、「折り畳み式ヘルメット等の購入について」説明をお願いいたします。

○学務課長 本日付報告資料ナンバー5を御覧ください。「折り畳み式ヘルメット等の購入について」でございます。報告内容につきましては、災害時における安全の確保を図るための区立幼稚園・小中学校の防災用ヘルメットの買換えということになってございます。

購入物品につきましては、折り畳み式のヘルメット。こちらは、中学校と適応指導教室。小学校につきましては、防災頭巾付きの折り畳み式ヘルメットになってございます。あと、幼稚園につきましては、幼児用の小さめの防災頭巾になってございます。収納ケースにつきましては、小中学校と適応指導教室についての個数分に合わせて購入をさせていただくものでございます。

本購入物品につきましては、令和4年第3回港区議会定例会に、購入に関する議案として提出をする予定です。

報告は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 これはちなみに買換えということですから、前に買ったものがあると思うのですけれども、前に買ったのはいつなのですか。

○学務課長 こちらにつきましては、東日本大震災を契機に購入をさせていただきまして、その後、このヘルメット自体が大体6年の耐用年数になっておりまして、そのときにまず買って6年たって、その間にまた学校の児童・生徒数が増えてきておりますので、追加で購入を年々していたところから、その対応年数が来た物について、購入をさせていただくものでございます。

○中村委員 全部の入替えではないということですね。

○学務課長 全部の入替えではないです。

○中村委員 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

6 港区立赤羽小学校什器等の購入について

○教育長 それでは、次に「港区立赤羽小学校什器等の購入について」説明をお願いいたします。

○学務課長 本日付報告資料ナンバー6を御覧ください。「港区立赤羽小学校什器等の購入について」でございます。令和5年4月に赤羽小学校が新校舎に移転することに伴いまして、什器等を購入させていただくものでございます。

購入物品につきましては、2,581点ということで、机、椅子、棚、その他は演台であったりホワイトボードであったりということと、必要な什器について購入をさせていただきます。必要な数量については記載のとおりでございます。

こちらの什器等の購入につきましても、令和4年第3回港区議会定例会に購入に関する議案として提出をする予定です。よろしくをお願いいたします。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告は以上とさせていただきます。

7 令和4年度第1回いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 次に、「令和4年度第1回いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー7を御覧ください。6月28日の10時から11時まで、港区立教育センターの方で行いました第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告をさせていただきます。

まず、1ページ目、出席者です。これは条例に基づいて20名と委員が決まっております。代理の方も含めて、ご出席いただいた方を載せてございます。

1ページおめくりいただきまして、2ページ目、オブザーバーとして田谷先生、中村先生にもご出席いただきました。それから、支所の管理課長の方にも必ず代表でご出席いただく。それから、港区にも児童相談所ができましたので、児童相談所の方にもご出席いただくという形でやりました。

項番4に議事を書かせていただいております。資料1から資料6を添付させていただいて、すごい量なのですがけれども、昨年度の取組と今年度の取組についてご報告をさせていただいて、確認をしたところでございます。

項番4の(6)学校における取組についてというところで、ここに実際に校長先生方にも委員に

なっていると思いますので来ていただいて、お話を頂きました。まず、小学校長会の副会長、南山小学校の校長先生の難波先生ですが、人権教育プログラム、こういったものを毎年東京都から教員に配られているのですけれども、こちらの中に「人権感覚 教職員のチェックポイント」というものが入っておりまして、先生たちが授業をするに当たって環境はどうであるとか、そんなことをチェックするものがありますので、これを絶対使うことというふうに指導をしているのですが、そこをきちっと南山小だけではなく、小学校長会としても確認をさせていただいて、使ってやりますよというような具体的な話をさせていただきました。やはり掲示一つ取っても誤字脱字等があると、子どものいじめとかにもつながりますので、そういった感覚も研ぎすまさせていくことが教員として大事だというようなお話を頂きました。

それから、二つ目として、学校生活アンケートの結果を必ず活用すると。港区の場合は、月に1回どの学校もこの生活アンケートを取っていただいています。学校の実情に合わせて項目も色々工夫をしてもらっているのですが、南山小ではというところで、大きく9項目を取っていると。

最近のトレンドと言ったらあれなのですけれども、8番の「最近、家で嫌だなど思うことがあった」これは、ヤングケアラーとか、そういったことも救えるのではないかなというような項目を入れさせていただいたり、9番の「最近、友達以外の人に体を触られて、嫌だなど思うことがあった」というようなことも、性被害とかそういうことも含めて入れているということで、取っているよというような話をさせていただきました。やはり、こういったアンケートにしても、人権教育プログラムを活用した授業をするにしても、やはりいじめはどこでも、誰でも起こり得るものだよという基本的な考え方を一人ひとりが持って教育活動に展開することが大事だよというような話をさせていただいたところです。

3ページの②です。今度は、中学校長会の副会長、お台場学園の大島先生からのお話では、今年度から予算を頂きまして、今までhyper-QUという紙で2回、6月と11月にしていたのですけれども、これをWEBQUという形で、タブレットを配りましたので、WEBで回答して結果がすぐ分かる。で、即時回答のできるのです、この結果で支援が必要だということを今までは分析してというところで、時間がとてもかかったのですけれども、それがすぐできてよかったよというようなお話を頂きました。

それから、二つ目として、やはり保護者・地域・関係機関と連携して対応した取組というところで、各学校に年間2回、報償費の予算をつけているのですが、いじめ対策会議、これはいじめがあってもなくても年間2回は必ずやってくださいというような縛りになっているのですが、少しいじめの疑いなどがあつたらすぐにこの会議を開催して、学校法律相談の弁護士の先生や民生委員、警察の方とかに来ていただいて、皆でこの件についてどうかという協議をするというような会議でございますが、こちらもよく活用していますよというような話を頂きました。

7番、8番は、子家センからの報告と、子ども課の方からの青少年健全育成活動方針というところで報告をさせていただきました。

4番目に、最後に意見交換の時間をしっかり取っているのですけれども、全部で大きく六つの話

が出ました。簡単にご紹介しますと、小学校長会の難波先生からは、マスクの着用で相手の表情が分かりにくくて、なかなかコミュニケーション活動をより充実させていくことが必要ではないかというようなご意見。それから、2番目の明治学院の小野委員からは、学力不振の児童・生徒がそういったストレスからいじめの加害者になってしまっているのではないかというようなご意見。それから5ページに行っていて、今度は逆に武石委員の方からは、メンタルクリニックに来る患者さんの中には、学力の高い子の方が裏で他者を動かして、いじめを行っているという場合も見受けられるといったご意見。それから、麻布警察署の少年係長の方からは、コロナ禍が落ち着いてはいないのですけれども、やはりそういった日常のwithコロナというところができている中で、トラブルも多くなってきているのかなというところの意見。それから、人権・男女の藤咲委員からは、ウクライナのこともありますけれども、やはり外国人児童のことについてもしっかりと啓発措置を使って、テーマで人権についても教育していかないといけないよねというようなご意見。最後にスクールソーシャルワーカーの先生からは、SOSの出し方についてもしっかりと子どもたちに教えていくとともに、SOSを受け止めるような大人も増えていかなければいけないよというようなお話を頂きました。

雑駁ですが、以上になります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 今日の参考資料の中で、令和4年度「港区いじめ防止基本方針の具体的な取組」という資料があって、その2ページ目に「いじめ防止リーフレット」を作成するとありますけれども、これは今回初めてのものでしょうか。それとも今までもつくっていたものでしょうか。

○教育指導担当課長 これは、今までも毎年つくっているのですが、毎年同じものではなく、少しモデルチェンジをして、ここに力を入れてというような形にしています。

○山内委員 分かりました。いや、こういう啓発をしていくというのは、非常に重要なことで……、質問してみた次第です。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

8 後援名義等の6月使用承認について

9 後援名義等の7月使用承認について

10 生涯学習スポーツ振興課の6月事業実績について

11 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について

12 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について

13 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について

14 図書館の6月分利用実績について

15 図書館の7月分利用実績について

- 16 図書館・郷土歴史館の6月行事実績について
- 17 図書館・郷土歴史館の7月行事実績について
- 18 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について
- 19 みなと科学館の6月利用状況について
- 20 みなと科学館の7月利用状況について
- 21 9月教育人事企画課事業予定について

○教育長 次に、「後援名義等の6月使用承認について」から「9月教育人事企画課事業予定について」以上14件の定例報告については、配布資料のとおりとさせていただきますけれども、たくさん件数があるわけなのですが、各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これらの報告事項は以上のとおりとさせていただきます。

本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員、または説明員の皆さんから、その他何かございますでしょうか。

○図書文化財課長 先程、寺原委員からご質問いただいた件につきまして、少し回答をさせていただきたいと思います。

まず、基準ということなのですが、こういう場合はこうという明確な基準があるものではなく、その都度判断をされるものでありまして、こういった損害を相手方に与えてしまった場合に、一義的には区の方で対応します。ただ、その案件が事故を起こしてしまった職員の重大な過失であったり、故意の場合、故意と認められるような場合に関しましては、国家賠償法に基づいて、区が職員に求償するということがあり得るということです。よろしくをお願いします。

○寺原委員 私が想像した基準と同じでした。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 長時間にわたってありがとうございます。なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を9月12日月曜日午前10時から参集の形で開催を予定してございます。よろしくお願いをいたします。本日は長い間お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 寺原 真希子